

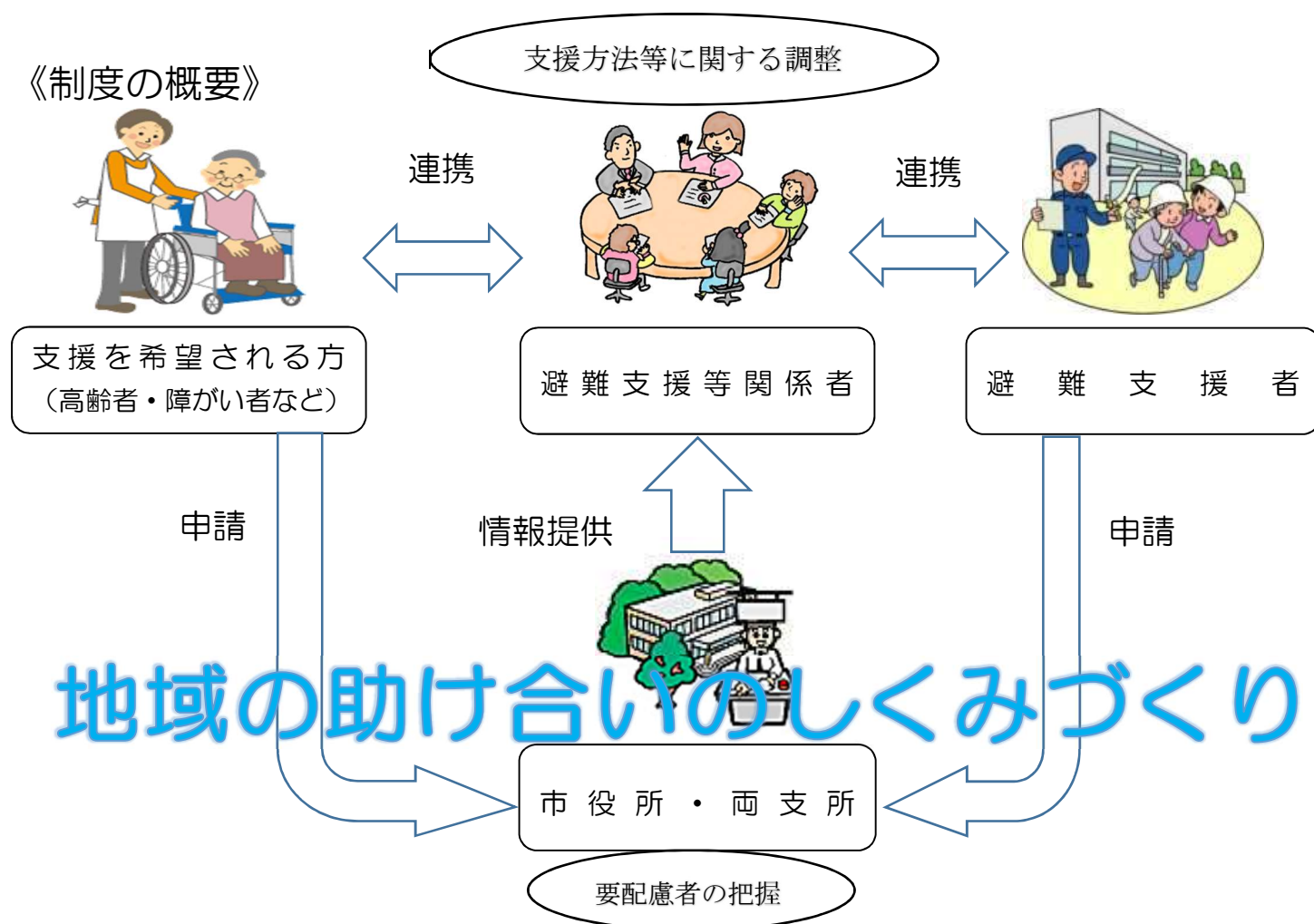
- 災害から自分の身を守りましょう!! -

避難行動要支援者支援制度のご案内

鴻巣市は、災害が発生したときや災害のおそれがあるときに支援が必要な高齢者や障がい者の方に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが、地域の中で速やかに安全に行われるための仕組みを地域のみなさんとともにつくっています。

そのため、災害時に支援を希望される方は「鴻巣市避難行動要支援者登録申請書」の提出をお願いします。

《制度の概要》



1. 登録できる方

次のいずれにも該当する方です。

(1) 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある下記①～⑦に該当する方

(2) 避難支援等関係者への個人情報の提供に同意する方

- ①介護保険の要介護認定者（要介護3以上の方）
- ②身体障がい者（身体障害者手帳2級以上の方）
- ③知的障がい者（療育手帳④及びAである方）
- ④精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級である方）
- ⑤難病患者（手帳を所持していないが、避難支援を必要とする）
- ⑥75歳以上のひとり暮らし又は75歳以上の方のみの世帯
- ⑦その他市長が認める者

2. 避難行動要支援者名簿への登録申込み

- (1) 地域への情報提供について同意される避難行動要支援者の方は、「鴻巣市避難行動要支援者登録申請書」を市の窓口へ提出してください。
- (2) 原則として避難行動要支援者が、避難支援をしてくださる方（避難支援者）を自ら選任し、依頼します。市では、「避難支援者」の登録も受け付けしています。

3. 登録された方への支援内容

- (1) 平常時には
避難支援等関係者に該当地域等の避難行動要支援者名簿を提供します。避難支援等関係者は、名簿情報等をもとに、避難情報の伝達や安否確認、避難支援についての体制を整備します。
平時より、自治会や地域の方々との交流・親交や、声を掛け合うなどのコミュニケーションづくりをお願いします。
- (2) 災害時には
風水害時には、避難支援者等関係者が連携し、災害時における情報伝達や安否確認を行うとともに、避難支援を行います。

4. 申込みにあたって

災害時の状況によっては、支援者の多くも被災者になりうることから、この制度に登録することで、災害時等の支援を必ず約束されるものではないことを、ご理解ください。このため、日頃の心構えと災害への備えも忘れないようにしましょう。

5. 避難支援者を募集

避難支援者は、日頃から避難行動要支援者に対する声かけ、見守りや災害発生時に安否確認や避難場所への避難支援をしていただく方です。このため、避難行動要支援者の近隣の方たちに避難支援者となっていただく必要があります。ご協力をいただける方は、市窓口に「避難行動要支援者の避難支援者登録申請書」を用意してありますので、是非登録をお願いします。

6. 個人情報の取扱い

登録していただいた個人情報については、行政内及び支援組織内において適正に管理し、申し込まれた方の安否確認及び避難支援以外の目的には使用しません。

7. 窓口・問い合わせ先

【受付・制度・その他について】

福祉課 福祉総務担当

Tel 541-1334 Fax 541-1328

【支所での受付について】

吹上支所 福祉グループ

Tel 548-1213 Fax 549-1082

川里支所 福祉グループ

Tel 569-1111 Fax 569-1184